

# 第1回熊本県地域医療構想検討専門委員会 次 第

日 時： 平成27年6月4日(木)  
17:15~18:45

場 所： 熊本市現代美術館5階  
「アートロフト」

## 1 開 会

## 2 熊本県健康福祉部長挨拶

## 3 会長・副会長選出

## 4 議 事

### (1) 地域医療構想について

- ① 地域医療構想策定の必要性について 【資料1】
- ② 地域医療構想の策定内容について 【資料2】
- ③ 地域医療構想策定後の取組について 【資料3】

### (2) 今後のスケジュール、進め方等について 【資料4】

### (3) 病床機能報告制度について 【資料5】

## 5 意見交換

## 6 その他

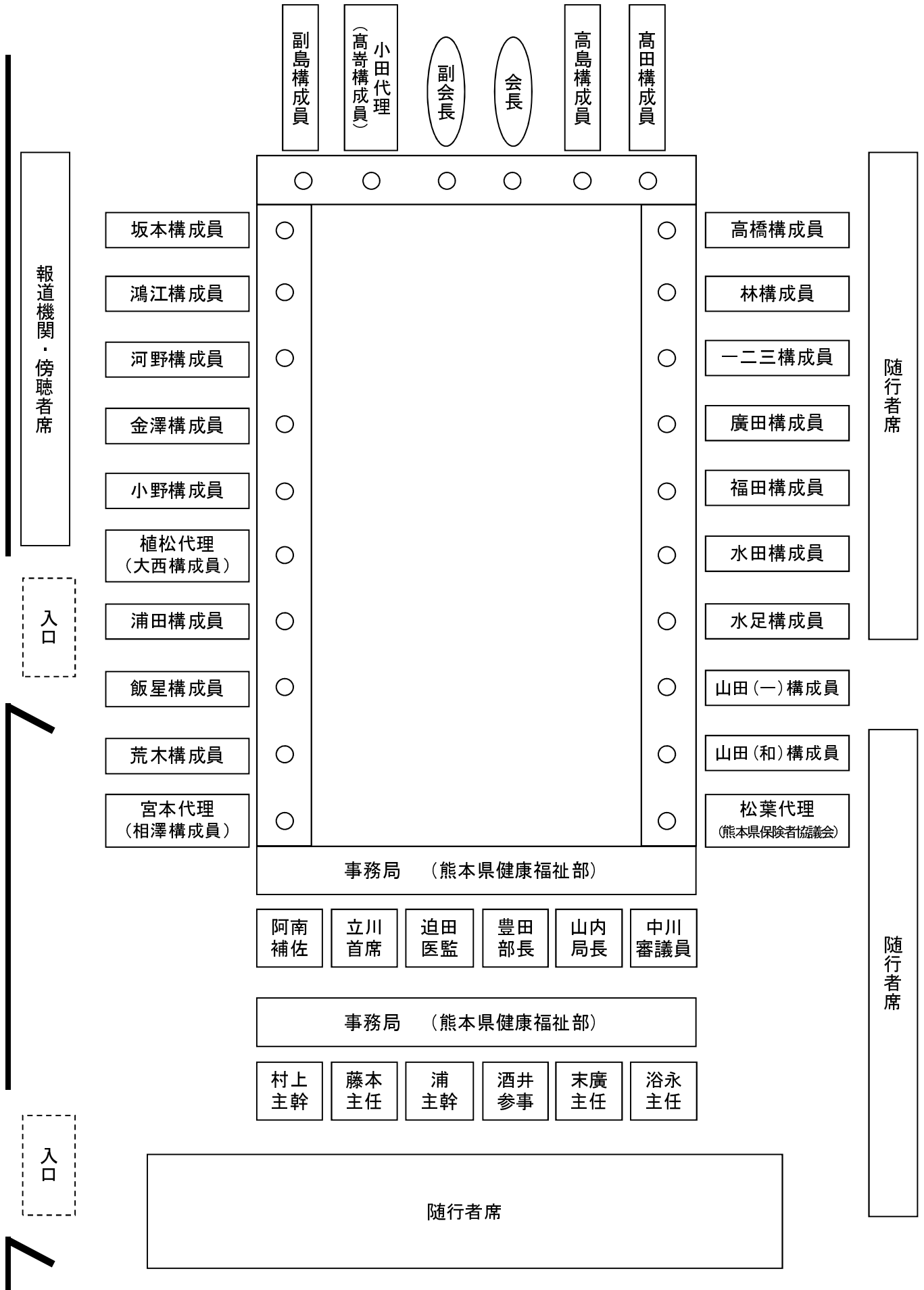
## 7 閉 会

第1回熊本県地域医療構想検討専門委員会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	相澤 明憲	公益社団法人 熊本県精神科協会 会長	○	代理 宮本憲司朗 副会長
2	荒木 泰臣	熊本県町村会 会長	○	
3	飯星 元博	公益社団法人 熊本県医師会 地域医療構想担当理事	○	
4	浦田 健二	一般社団法人 熊本県歯科医師会 会長	○	
5	大西 一史	熊本市 市長	○	代理 植松浩二 副市長
6	小野 友道	熊本大学 名誉教授	○	
7	金澤 知徳	慢性期機能を担う医療機関代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長)	○	
8	河野 文夫	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター 院長	○	
9	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会 会長	○	
10	坂本 不出夫	急性期機能を担う医療機関代表 (国保水俣市立総合医療センター 病院事業管理者)	○	
11	副島 秀久	済生会熊本病院 院長	○	
12	高嵯 哲哉	熊本県市長会 会長	○	代理 小田宗雄 事務局長
13	高島 和歌子	公益社団法人 熊本県看護協会 会長	○	
14	高田 明	公益社団法人 全国自治体病院協議会熊本県支部 支部長	○	
15	高橋 洋	診療所代表 (高橋整形外科医院 院長)	○	
16	林 邦雄	在宅医療を担う医療機関代表 (林整形外科医院 理事長)	○	
17	一二三 倫郎	熊本赤十字病院 院長	○	
18	廣田 誠介	公益社団法人 熊本県薬剤師会 会長	○	
19	福田 稔	公益社団法人 熊本県医師会 会長	○	
20	水田 博志	熊本大学医学部附属病院 院長	○	
21	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長)	○	
22	山田 一隆	病院代表 (高野病院 理事長 院長)	○	
23	山田 和彦	一般社団法人 熊本県老人保健施設協会 会長	○	
24		熊本県保険者協議会	○	代理 松葉利光 事務局長

# 第1回熊本県地域医療構想検討専門委員会 配席図



## 熊本県地域医療構想検討専門委員会設置要領

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第7条の規定に基づき、熊本県保健医療推進協議会に熊本県地域医療構想検討専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) 各地域の地域医療構想に関する事項
- (6) その他の地域医療構想の策定等に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

### (会議の報告)

第6条 会長は、委員会における意見をまとめて、熊本県保健医療推進協議会に報告する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。